



NISSEI TOPIC

第 27 回柔道整復療養費検討専門委員会報告



令和 6 年 1 月 25 日 (木) 16:00 ~ 17:30 第 27 回柔道整復療養費検討専門委員会がオンラインにて開催され、日本柔道整復師会からは齋藤武久委員、田代富夫委員、柏木久明委員が出席しました。また、長尾会長、竹藤、森川両副会長、山崎保険部長、橋口保険担当理事が傍聴しました。

冒頭、厚生労働省から、本日の委員会で議論される内容について資料に基づき説明があり、説明後、遠藤座長から発言を求められ、各委員から発言がありました。

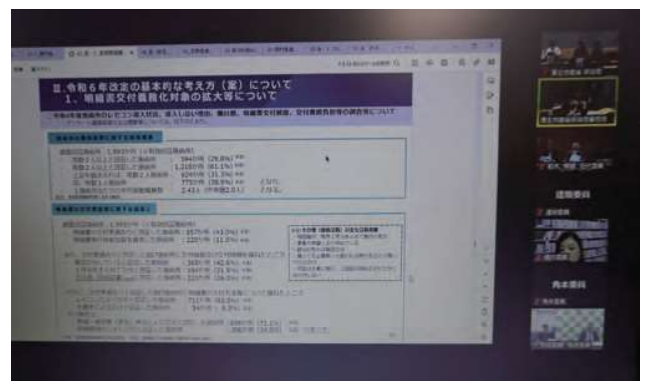
最初に健保連側から提出された資料について、健保連委員の説明と発言があり、現在の「患者ごとの償還払い」について健保連の考え方が述べられ、場合によっては「保険者ごとの償還払い」に変更するといった発言があり、日整 柏木委員から反論を行いました。柏木委員からは、受領委任払いは国民のため、患者様のためのものであり、決して柔道整復師のためのものではないことを説明しました。

また、医科との併給に関して健保連委員が過去に発出した文書について、柔道整復師の請求する支給申請書を返戻するのではなく全て不支給にするような文書はいかなものかと厳しく反論し、柏木委員が所有している健保連の文書を提出することとなりました。

次に、令和 4 年度改訂時における積み残しについて議論が行われました。

以下に、その内容をご紹介します。

- 2 面 : 1. 明細書交付義務化対象の拡大について
- 3 面 : 2. 「患者ごとの償還払い→保険者ごとの償還払いに」について
- 4 面 : 3. 「施術所損益の状況調査への協力のお願い」(施術所における経営実態調査) について



1. 明細書交付義務化対象の拡大について

令和4年度改定時、令和4年度のレセコン導入状況、導入しない理由、職員数、明細書発行頻度、交付業務負担等を調査し、令和6年度改定において、調査結果や改定財源を踏まえ、明細書発行体制加算の算定回数、額及び明細書の義務化の対象拡大、交付回数について検討し結論を得るとされたところです。

●明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が3人以上である施術所という義務化の要件について明細書交付義務化対象施術所の範囲拡大についてどう考えるか

厚労省の説明から、現在の明細書発行対象施術所は、18.5%。全体の1/5弱で、令和5年度の明細書発行体制加算の所用額については示されませんでした。

田代委員から、基本的には明細書発行についての取組みは賛成の立場であり、また、範囲については現状が望ましいと考えているが、令和4年改定において、明細書発行体制加算は月に1回13円で無償発行を義務づけられた。1人で施術している柔道整復師にとって明細書発行は様々な意味から大変厳しい状況であると考えている。これまでは、患者の求めに応じて明細書を発行することによって相応の対価を得ることが認められており、社会通念上常識的な対価を得ることが出来ていた。

ところが、令和4年度改訂において明細書を発行するに当たって、相当の労力や時間がかかることになったにも関わらず、我々にとっては月1回13円では収益的にもマイナスになっていることをご理解いただきたいと発言しました。

従って、明細書発行義務化には賛成ですが、それ相応の対価を考えていただきたいと主張しました。

また、日整としては範囲の拡大について、現状通り明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員が3人以上である施術所が望ましいと考えていますが、今後の議論に真摯に対応していきたいと考えております。

●明細書無償で患者に交付した場合は、令和4年10月1日以降の施術分から、明細書発行体制加算として月1回に限り、13円を算定する、との算定回数と算定額について、明細書発行体制加算の算定回数拡大及び算定額についてどう考えるか

個人契約の代表委員から、毎回発行にとし、毎回10円算定を要望しました。

●患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるとに交付することが原則であること。ただし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこと、となっている明細書の交付回数について、拡大等についてどう考えるか

日整としては現行通りが望ましいと考えています。

また、齋藤委員からは、明細書発行義務化については、財源がしっかりと確保された段階で、検討すべきではないかとの総括的な意見を述べています。

2. 「患者ごとの償還払い→保険者ごとの償還払いに」について

●令和4年度改定時に、明細書の議論に併せて、その検討状況を踏まえ、令和6年度改定において、保険者による受領委任払いの終了手続きを含めた取扱い（保険者単位の償還払いへの変更）についても検討し結論を得るとされたていることについて、明細書交付の義務化対象拡大案を踏まえてどう考えるか

この問題に対しては、「患者ごとに償還払いに変更できる事例」について現在は以下の通りとなっています。

令和4年度料金改定時に「患者ごとに償還払いに変更できる事例」について、事務局において受領委任協定・契約の改正案を作成した上で関係者と調整を行い、柔整療養費検討専門委員会で議論を行い、償還払いについて通知では次のとおり整理されている。

- ①自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- ②自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰返し受けている患者
- ③保険者等が、患者に対する35の紹介を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰返し行っても、回答しない患者
- ④複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

これに加えて「非常に長期にわたり、かつ、非常に頻度が高い施術を受けている患者」の取扱いについて、引き続き、長期施術・頻回施術等のデータ分析を行い、データや「患者ごとに償還払いに変更できる事例」の施行状況等を踏まえ、令和6年改定において検討するとなっているところです。

日整としては、令和4年度料金改定時と同様に、患者の症状・経過は様々であり、一律の期間や回数で償還払いに変更することは適切ではない。ただ、施術が必要な範囲、限度で行われていない、また、長期にわたり濃厚な施術となっている恐れもあることから取扱いをどうするかという主張をしていきたいと考えています。

また、全国の公的審査会の「面接確認委員会」において、不適切な請求が行われている施術管理者に対し適宜適切に面接確認を行い、指導し、尚かつ、改善が見られない対象施術所については、適宜、厚生局への情報提供をしており、その中で公正、適切に指導、監査が行われるものと考えており、国民のための受領委任払いの趣旨に反するものと考えており、認められないと考えています。

この課題については個人契約の代表委員からは、明細書発行の義務を負うことにより、同時に患者調査の廃止、もしくは真に不適切な事例にのみ適切な調査を行うこととすることを要望しています。

以上のように、これからの料金改定については、①明細書発行については厚労省が実施した調査結果、実際どのくらいの施術所が明細書を発行しているのか（約18%）、金額はいくらか、明細書発行にかかる手間はどのくらい等々を踏まえ、明細書発行義務化対象枠の拡大、料金、回数等について、議論し、結論を得ることになります。また、②保険者ごとの償還払いにならないように明細書の一定枠の拡大は必要という議論が行われることも忘れてはならないことであり、更に③オンライン請求導入までの療養費を確実に施術管理者に支払うための仕組みの検討も議論の対象となっています。

3. 「施術所損益の状況調査への協力をお願い」 (施術所における経営実態調査) について

料金改定に当たり、田代委員から、過去約 30 年にわたり電療料は据置かれたままであり、現状の燃料代高騰、物価高騰に則した金額であるか疑問を抱かざるを得ない。電療料の UP をお願いしたいと要望しました。

日整としては、電療料を上げることにより、柔道整復師のマインドを前向きにし、また、経営が立ち行かなくなっている施術所の経営にもプラスになると考えています。ただ、4 年度の議論積み残し対象にはなっていないので、保険者側から異論が出るのが想定されます。また、財源の問題から何かを減額する案も同時に出てくる可能性もありますが、電療料を UP することの意義は大きく、これが実現できれば、全ての柔道整復師の施術所経営にプラスになることは他の言を俟つまでもないことです。そのため柔道整復施術所の経営の実態調査を行うことにより、現状の柔道整復師、及び施術所の経営が非常に厳しい状況であり、また、一般に議論されている賃上げ問題の状況から大きくかけ離れた現状であることを明確にしたいと考えています。

診療報酬の改定で医科の改定率が 0.52% と決まり、それに伴って療養費の改定率はその半分 ($1/2=0.26\%$) になることが想定されます。

また、物価高騰に対する支援を要請するに当たって、エネルギー高騰、物価高騰に対する影響を数字で示す必要があります。施術所の経営実態がどうであるのかを明確にする必要があり、経費が嵩み経営が非常に厳しい状況であることを訴えるには施術所側（日整）から経営に関する正確な情報を提供する必要がありますと考えています。

一方、エネルギー高騰に対する政府支援がなされている状況から、物価高騰のみで議論を進めることは難しいとも考えています。会員の現状として保険の総請求額が 500 万円以下の施術所が 50% を超えていることから、施術所経営が厳しいということをデータで示さなければなりません。経営実態を示さないと議論の対象にもならないと厚労省からも厳しく指摘されています。

日整としては、令和 6 年度の料金改定において、電療料の UP を要望していきます。これまで日整顧問団世話人会の議論の中でも、国会議員の先生方からは柔道整復療養費の料金改定に当たり料金 UP を要望していくのであれば根拠を数字（データ）で示さなければならないとの指摘がありました。

それを受け、柔道整復師の経営の実態が、「生活が立ち行かない状況であること」を数字で示すことで、電療料金 UP の流れを作っていくたいと

思います。

また、恒久的に医科の改定率の $1/2$ の改定率という決まりを撤廃することは多くの会員の皆さんが切望しているところですが、このルールを変えていくには相当の労力が必要です。前述のように、医科の $1/2$ を外す根拠となるものを示していかなければならないことは世話人会、厚労省からも指摘されているところであります。現在、お願いしている実態調査を今後継続して行い、データを蓄積して、次回またはその次の料金改定（令和 8 年、10 年改定）に繋げていくことが大事なことでと思っています。

そのため、日整の役員が所属する県を対象に「**施術所損益の状況調査**」にご協力をお願いしているところです。また、役員以外の県に対してご協力をお願いしています。

施術所損益の状況調査については以下のとおりです。

収集方法：①方法としては、損益計算書のフォーマットを作成しているので、その各欄に記入していただく方法です。②各施術所では決算報告を出す際に税理士を採用していると思いますので、税理士にお願いすれば直ぐに作成できると思います。また、ご自身で作成される場合も決算書書類の中にある「損益計算書」から数字を拾い出せば割と簡単に作成できると思います。③特に経費部分が大事で、燃料代、水道光熱費が、大きく伸びて、経営を圧伏している実態が必要ですので、そこは丁寧に計算していただきたい。④もし、記入方法が分からないという方は、損益計算書をコピーしていただきそのまま提出していただければ（氏名は黒塗りしてください）、日整で整理します。⑤氏名は秘匿しますので、決して表面に出ることはありませんので、安心してご協力ください。

結果報告：収集したデータを保険部等で分析し、報告書にまとめます。それをもって柔道整復療養費検討専門委員会等で議論をしていく、また、厚労省との直接折衝に活用する予定です。

柔道整復療養費検討専門委員会開催については、1月25日（木）に開催され、次は3月、4月で合計2回開催されると考えており、4月には料金改定は決着する予定です。